

横浜市荏田コミュニティハウス委員会要綱

制定 平成 31 年 1 月 29 日

(設 置)

第1条 横浜市荏田コミュニティハウス指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、横浜市荏田コミュニティハウス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、指定管理者が管理する荏田コミュニティハウス(以下「ハウス」という。)の管理運営に関して意見等を指定管理者に具申することにより、横浜市地区センター条例(昭和48年6月20日 条例第46号)第2条に定める利用の目的の実現を目指すことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は前項の目的を達成するため次の事項について審議する。

- (1)ハウスの管理運営状況に関する事
- (2)ハウスの利用者の意見、要望に関する事
- (3)その他目的の達成のために必要な事項

2 指定管理者は、委員会から前項に関する意見、要望があつたときは、当該意見、要望をハウスの管理運営に反映させるよう努めるものとする。

(組 織)

第4条 委員会は、次の組織を代表するもの等 20 名以内をもって組織する。

- (1)利用者団体
- (2)地域団体
- (3)その他指定管理者が必要と認めた者

2 委員会を構成する委員の氏名及び組織団体名は、公開しなければならない。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(役 員)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名、または2名
- (3)顧問 1名

2 役員は委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会 議)

第8条 委員会の会議は、年1回以上開催し、会長が召集するものとする。

- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 指定管理者は、委員会に出席し審議事項について意見を述べ又説明しなければならない。
- 4 指定管理者は、会議終了後30日以内に議事録を作成し、公開しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、指定管理者が行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。